

若者及び女性のための自治体選挙支援金交付要綱

2022年8月29日運営委員会で決定

最終改定 2022年11月14日

緑の党グリーンズジャパン要綱第3号

(目的)

第1条 緑の理念を実践する若者と女性の自治体議員を増やすために、新人の立候補者に対し選挙資金の一部を貸付または補助します。

(定義)

第2条 この要綱において、「若者」とは予定選挙の告示日において40歳未満の者とし、「女性」とは自身を女性と性自認している者とする。

(貸付及び補助の対象者)

第3条 貸付及び補助の対象者は、以下の4つを全て満たす者とする。

- (1) 直近の選挙に立候補する予定の若者もしくは女性
- (2) 緑の党の会員
- (3) 新人
- (4) 都道府県本部又は都道府県本部のない地域においては会員3名の推薦

(貸付金)

第4条 貸付金は立候補のために必要な経費の一部及び供託金とする。

2. 供託金は全額とする。
3. 供託金とは別に貸し付ける額の上限は50万円とする。
4. 貸付金の額は運営委員会で決定します。

(補助金)

第5条 補助金は立候補のために必要な経費の一部とし、額は次の通りとする。ただし、若者かつ女性の場合は倍額支給します。

- (1) 公認候補の場合は10万円とする。
- (2) 推薦候補の場合は5万円とする。

(貸付金及び補助金の交付申請)

第6条 貸付金及び補助金の申請者は、所定の書類(様式第1号)を運営委員会に提出しなければなりません。

(貸付金及び補助金の交付決定)

第7条 運営委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う面接等により貸付金及び補助金の交付の可否を決定します。

(交付決定等の通知)

第8条 運営委員会は、前条に係る交付の決定をしたときは、速やかに所定の書類(様式第2号)により申請者に通知するものとします。

また交付しないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとします。

(契約)

第9条 運営委員会と交付決定者は返済方法を含めた覚書を取り交わします。

(交付決定の取消しと返還)

第10条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。申請者は、それに伴い全額または一部を返還しなければなりません。

- (1) 立候補を断念したとき
- (2) 貸付金及び補助金を目的外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 申請及び実績報告に虚偽その他不正な行為があったとき

(交付の時期)

第11条 供託金の貸付交付は、供託金支払い期限の1週間前までに行うものとします。

2. 立候補のための交付は、交付決定後速やかに行うものとします。

(供託金の返済)

第12条 供託金の貸付金は、供託金返還後1か月以内に全額を返済するものとします。

(財源)

第13条 財源は特別基金とします。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定めます。

附則

(施行期日等)

この要綱は、2022年11月14日から施行します。